

議案第 66 号

狭山市介護保険条例の一部を改正する条例

狭山市介護保険条例（平成 12 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 6 号ア中「第 38 条第 4 項」を「第 22 条の 2 第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

平成 30 年 6 月 8 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

介護保険法施行令の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。